

令和 7 年度 大津市立中央小学校いじめ防止基本方針

はじめに

児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、教育目標に「豊かな心で 考えて やりぬく子の育成」を掲げ、主体的に考えて活動する子ども・思いやりのある子ども・心も体もたくましい子どもの育成、『いじめのない学校』を目指し取り組んでいるところです。そして、年間を通して「中央小学校3つの大切にしたいこと」に全員で取り組みます。

【中央小学校 3つの大切にしたいこと】

① しっかり「あいさつ」

心を込めてあいさつすること。あいさつとして投げかけるちょっとした声かけ、気遣い、まなざし。これらは、自分らしさを輝かせていく助けになるものです。そして、人を支える力も持っています。

② しっかり「そうじ」

額に汗してそうじすること。自分たちが学び、生活する場をきれいにすること。中央小学校の校舎を磨いてそれぞれの心も磨かれます。

③ しっかり「きく」

目と耳と心で聴くこと。よく聴くことは相手を大切にすること。その人の方を向いて頷いたり笑顔を返したりすることで心が幸せになります。

2011年(平成23年)の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、中央小学校においては、いじめ防止対策推進法(以下「法」といいます)、大津市子どものいじめの防止に関する条例(以下「条例」といいます)、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得る可能性があります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、中央小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

はじめに	1
1 いじめ問題に関する基本的な考え方	2
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
2 「いじめ対策委員会」の設置	9
(1) 役割	
(2) 構成員	
(3) 関係する校内委員会等との連携	
(4) いじめ事案対応フロー図	
3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	10
(1) 基本方針、年間計画の見直し	
(2) 基本方針、年間計画の公開・説明	
4 いじめ防止等に向けた年間計画	11
5 その他(資料等)	13

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切に、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

本校では、目指す子ども像として「主体的に活動する子ども」を掲げています。授業を中心としたすべての教育活動の中で、児童一人ひとりが、自ら課題を見つけ、課題を解決するために主体的に考え行動し、そこから得られたことを次の課題や生活の中で実践する、その過程を大切にしています。学校生活の中では各個人が自らの課題に向き合う場面もあれば、集団の中で多様な他者との関わり合いや学び合いの中で生まれる課題を友だちと共に解決していく場面もあります。一緒に考えて、一緒に実行して、一緒にその結果を享受する、そういう体験を通して人はつながります。その中で、児童一人ひとりが、他者に目を向け、相手のよさを感じる経験、友だちに感謝されて自分のよさを感じる経験を積むことができるような指導・支援に努めます。教職員は、ストレングス視点、ボイスシャワーをいつも意識して、本校のすべての教育活動を展開します。常に児童一人ひとりに寄り添う姿勢で接することで、子どもたちが信頼を寄せる、相談しやすい存在であり続けられるように努めます。また、児童のがんばりややさしさの価値づけをしっかりと行います。そういったことを大切に取り組み、児童一人ひとりが安心感の中で、自分の持つ力をしっかりと発揮しながら、主体的に活動できるよう努めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	いじめ防止啓発月間(6月、10月)を中心に、児童会・委員会の子どもが主体となり、いじめ防止啓発に関する取組を実施する。子どもが主体となって、いじめ防止に向けた取組を考え、実行することを通じ、子どものいじめ問題に関する意識を高め、いじめの未然防止につなげる。
35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	6月のいじめ防止啓発月間において、各学級で「いじめ防止行動宣言」を策定し、宣言内容を全校に発表する。取組について、各学級で中間評価(10月)と最終評価(3月)を行い、全校に発表する。子どもたちが自身の問題としていじめの防止について考えられるよう支援する。

学校いじめ防止基本方針は、「大津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取り組みのうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。NO.1～33の取り組みは、市・市教育委員会が実施する施策です。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	学校生活全体を通して、子どもたちが、何がいじめにあたるのかを知り、どんな理由があっても許されないことを理解できるような教育を行う。一人ひとりがいじめを自分たち自身の問題として捉え、もし自分がいじめにあったときや、いじめを見たときにどのような行動をとれるのかを伝えるなど、子どものいじめに対する解決力を育む。いじめ防止と人権意識の向上について、外部講師招聘による出前授業を実施し、児童への指導と啓発を図る。
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	警察や通信事業者に依頼し、情報モラルについて授業を全学年実施する。また、2月に外部講師を招聘し、全学年と保護者を対象としたインターネット上でのいじめ防止啓発を目的とした情報モラルの授業・講演を行う。保護者に向けても講演を行うことで、各家庭の情報モラル向上につなげるとともに、学校と家庭との連携のきっかけとする。
38	相談することの大切さに関する啓発	子どもたちに対し、日々の教育活動や相談窓口等の広報啓発物品等の配付などの機会を捉え、悩んだときに、人に話す・聴いてもらうことの重要性を伝え、学校の教職員や保護者、地域の方など身近な大人や相談窓口等、自分が一番相談しやすい方法での相談を促す。また、相談した人を徹底して守り通すことを伝える。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	6月と10月に「命の尊さ」「思いやり」「信頼」に関わる道徳の授業を実施する。課題に向き合い、考え、議論することで、道徳性を育む。子どもたちがいじめをしない態度や能力を身につけられるよう、特別の教科である「道徳」を要として、教育活動全体を通して、かけがえのない生命を尊重する心や互いを認め合う寛容な心、誰に対しても差別をすることや偏見を持つことのない公正、公平な態度、互いに理解し合い、協力し、助け合う友情・信頼の心などを育む。また、家庭と学校が一体となって道徳教育を行うため、道徳の授業参観を11月に実施する。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	12月に人権週間を設定し、人権に関する授業を実施し、人権に関する作文や標語、ポスターなどの作品づくりに取り組む。人権意識の高まりと自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる心を育むことを目指す。作品を掲示することで、人権の大切さについて啓発する。多様性についての理解を進めるために、外部講師招聘による出前授業を実施し、児童への指導と啓発を図る。また、特別支援学級担任と通常学級担任との交換授業という形で、特別な支援を必要とする人についての理解教育を全学年に実施する。

41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	子どもの主体性や個別最適な学び、協働的な学びを大切にしながら分かりやすい授業づくりに努める。日々の授業や教育活動全体を通じて、一人一人の子どもの存在や意見が尊重される学級・集団づくりを進め、子どもの自己肯定感・自己有用感を育む。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	全校を縦割りで18班に分け、年間を通して「たてわり遊び」を実施する。「たてわり遊び」を通して、異年齢の交流を図ることで、低学年の子どもの学校生活の不安感を軽減し、高学年の子どものリーダーシップや自己有用感の獲得を目指すとともに、お互いを思いやる心を育てる。

③ 教員に対する研修・支援、家庭・地域への広報・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	学校ホームページにいじめ防止基本方針を掲載するとともに、学校運営協議会等を活用して保護者や地域への周知に努める。
44	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	学校ホームページや生徒指導だより、学校運営協議会等を活用し、子ども支援コーディネーター等の学校の相談先を周知する。保護者や地域の方がいじめやその他の子どもの課題を発見した際に、学校に情報提供していただける関係づくりに努める。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	5月の職員研修で「いじめ防止基本方針」を全教職員に配布し、いじめ防止等のための対策の基本的な考え方や、学校におけるいじめ事案への対応の流れ、今年度、具体的にどのように実施するかという取組目標や年間計画について共通理解を図る。夏休みに外部講師を招聘し、いじめ対策にかかる打出中学校区合同での研修会を実施する。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	個々の教職員がいじめ事案等に関する情報を抱え込むことがないよう、子ども支援コーディネーターを中心に組織的に情報共有・対応を行うという運用を徹底する。個々の教職員が相談や発言を躊躇することのない、「心理的安全性」の確保された職場とできるよう留意する。管理職、子ども支援コーディネーター等が、実際にいじめ事案等の子ども支援の実務に当たる教員に対して、適切に指導・助言を行う体制を構築する。

④ その他（学校独自の取組）

取組目標
・ストレスマネジメントの取り組みとして、年2回ストレスマネジメントに関する授業を行う。月1回金曜日の朝にリラックスタイムを設定し、体と心をほぐしたり、気持ちを落ち着けたりする方法を学ぶ。

・毎週金曜日の給食時に「笑顔あふれる中央小のコーナー」として教員が見つけた児童のよい行動を校長・教頭が放送で全校に紹介する。子どもたちのがんばり、優しさを価値づけることで自信をもたせ、自己有用感を高める。教員は子どもの良さを見る目を養うことにつなげるようにする。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会に対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	いじめに関するアンケート(あいうえおアンケート)を年間5回実施し、児童の状況を把握する。アンケート調査結果は担任だけでなく必ず複数の教員で確認する。また、気になる記述が見られた場合、速やかに面談を行うとともに教育相談にも活用する。子どもへの聴き取りなどを通じて、子どもの悩みを把握し、適切な支援につなげる。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	5月、11月を教育相談月間と位置づけ、児童と担任の個別面談を行う時間を設定する。また、日頃から、気になる子どもを発見した場合は、随時個別に面談等を実施し、子どもの心情の把握と、いじめの早期発見に努める。

49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	管理職、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任を中心に登校時・休み時間・清掃時間・下校時の見守り活動を毎日実施する。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	連絡帳・電話・懇談・家庭訪問等で日頃から保護者との連携や情報交換に努め、信頼関係の構築を図る。学校と保護者との関係性の構築を通じ、保護者が子どものことで悩んだ際に相談しやすい環境を整備することにより、子どもの様々な課題の早期の発見に努める。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	いじめの疑いを含めた様々な課題を察知した場合、臨時いじめ対策委員会等の会議を即時開催する。子ども支援コーディネーターに速やかに報告するとともに管理職にも報告し、事実関係の把握と情報の集約を行い、早期に組織的かつ適切な支援につなげる。また週に1回いじめ対策委員会を定例で開催し、全職員での情報共有を図る。
52	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	いじめの疑い事案が発生した場合、「いじめ対策委員会」を即時開催し、組織的に情報共有・対応方針の検討を行った上で、翌課業日中に教育委員会に事案概要を報告する。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	小中連絡会、保幼小連絡会において、次年度入学する子どもに関する情報を適切に引き継ぎ、必要な支援を継続的に行えるようにする。中学校区での打出サミットの取り組みを通して小中連携を図る。さらに、校内での進級時も同様に、前学年から次の学年の担任に対し、適切に情報を引き継ぎ、切れ目なく必要な支援ができる体制を整える。

③ その他（学校独自の取組）

取組目標
児童への情報モラルの授業と合わせて生徒指導だよりを配布し、保護者への啓発を図るとともに連携して対応にあたる。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないとときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対応を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対応のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめ事案への組織的かつ適切な対応

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	定期的な開催に加え、いじめの疑い事案を把握した場合は、子ども支援コーディネーターや管理職に報告し、組織的に対応するための「いじめ対策委員会」を臨時で即時開催する。情報共有を行うとともに、指導の方針、支援内容、役割分担等の対応方針を決定する。
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	単に謝罪で終わらせることなく、被害児童の丁寧な見守りと心理的なケアに努め、加害児童に対しては、その背景も含めた事案の把握と再発防止への指導を重ねる。
56	インターネット上のいじめへの対応	インターネット上のいじめを把握した場合は、インターネット上のいじめに関する対応マニュアルを活用し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、対応にあたる。保護者にも連絡し、家庭と学校が連携して対応を行う。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	重大ないじめ事案発生時には、被害・加害の子ども、その保護者、他の在籍する子ども、教職員等に対するアンケート調査や聴き取り調査等を実施し、事実関係の詳細な把握に努める。調査にあたっては、被害の子どもやいじめに係る情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先に対応を行う。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	「いじめ対策委員会」の議事録を残す。いじめ事案に関する情報が記載された文書については、公文書として適切な管理及び保存（5年保存）を徹底する。

59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	被害・加害双方の児童の保護者に対して、確認できた事実や指導方針、今後の支援等、情報提供に努め、被害児童に対しては事案解決後も定期的に連絡を取り、連携を図る。
----	---------------------	--

② その他（学校独自の取組）

取組目標
子ども支援コーディネーターが中心となって連携を図り、当該学年だけでなく前年度の担任や学年部の担任など、児童を知る複数の教員で対応にあたる。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する。
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る。
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う。
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う。
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う。
- ケ) PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

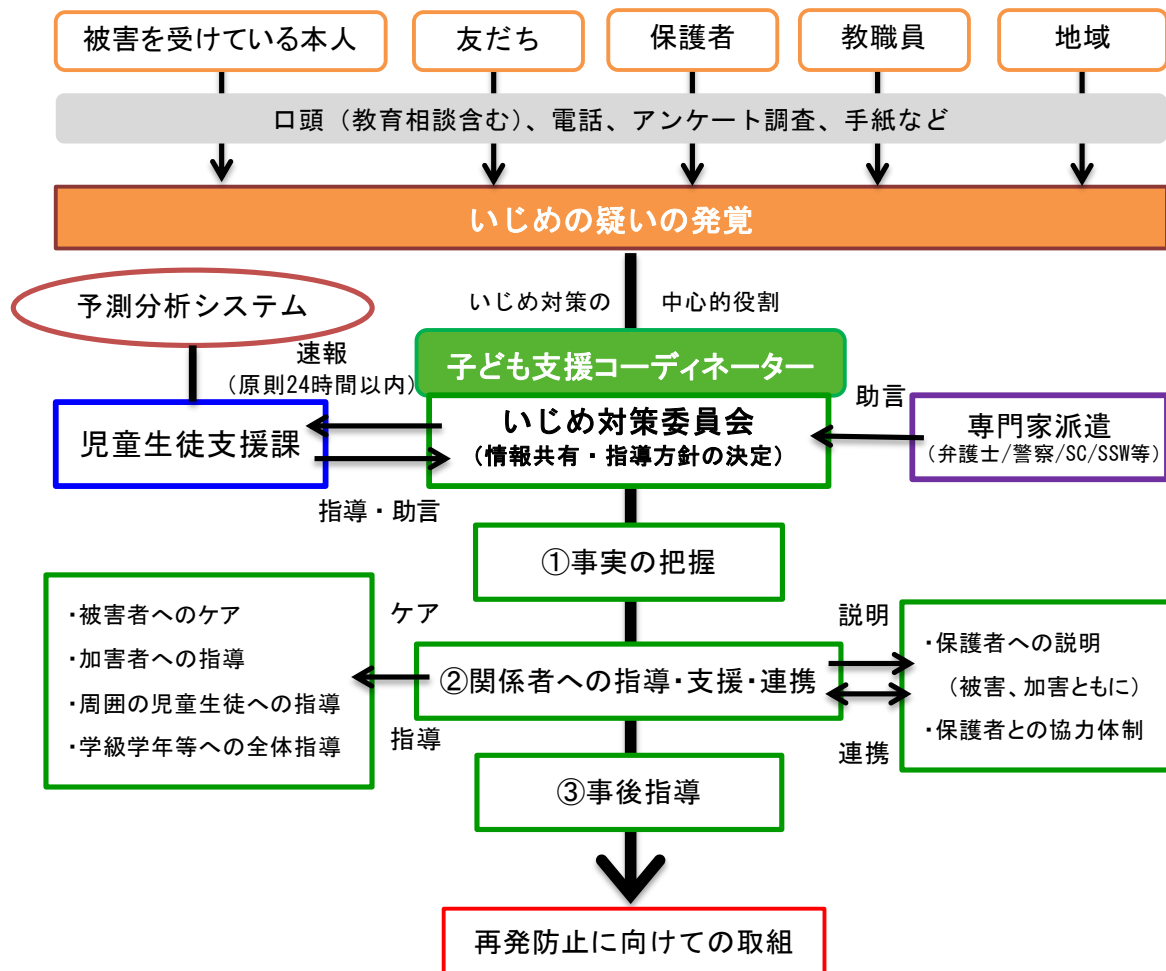
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導部会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者としします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	職員会議＜児童生徒理解＞(①・②・③) 学級懇談会(④) 個別懇談会(④)	
5	1年生をむかえる会(①) 「いじめ」に係る年度当初研修(①・②・③) 教育相談月間(②・③) 「あいうえおアンケート」の実施(①・②) 学校運営協議会・拡大いじめ対策委員会(④) 子どもを語る会(①)	
6	いじめ防止啓発月間(①・④) 専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業(①) たてわり遊び(①) ストレスマネジメントに関する授業の実施(①) 「あいうえおアンケート」の実施(①・②)	・児童会を中心にした取組の実施 ・全校で「命の大切さ」・「信頼」に関わる道徳の授業に取り組む
7	学級懇談会(④) たてわり遊び(①) 情報モラル授業※大津警察署、滋賀県警察署(①)	
8	いじめ問題に関する校内研修会(①・②・③・④) 児童会・生徒会サミット(①・④)	
9	たてわり遊び(①) ストレスマネジメントに関する授業の実施(①)	
10	いじめ防止啓発月間(①・④) 「あいうえおアンケート」の実施(①・②) 学校運営協議会・拡大いじめ対策委員会(④)	・児童会を中心にした 取組の実施 ・全校で「思いやり、親切」に関わる 道徳の授業に取り組む
11	教育相談月間(①) 「あいうえおアンケート」の実施(①・②) 道徳参観(①・④) 児童集会(①) たてわり遊び(①) 情報モラルの授業※NTT ドコモによるオンライン授業(①) 子どもを語る会(①)	

12	人権週間の取り組み(①) 個別懇談会(④)	
1	ネット上のトラブルに関する注意喚起の手紙配布(①、④) たてわり遊び(①)	
2	学校運営協議会・拡大いじめ対策委員会(④) 打出サミット子ども会議(①・④) 「あいえおアンケート」の実施(①・②) 情報モラルの授業※外部講師招聘(①) 情報モラルについての講演会※外部講師招聘(①・④)	
3	6年生をおくる会(①)	
年間を 通じて	朝のあいさつ運動、下駄箱チェック(①・②) いじめ対策委員会(①・②・③) 月1回、金曜日の朝にリラックスタイムをする(①)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5. その他(資料等)

児童へのアンケート

「笑顔あふれる学校！中央小学校」

____月 ____日



あいうえお

あいさつ いきいき うれしいな えがおがいっぱい おともだち



年 組 名前

みんなが気持ちよくすごせる学校にしよう

1 学校は楽しいですか。

(はい いいえ)

*それは、どうしてですか。

2 最近、友だちのことや自分のことで 心配なことや こまっていることがありますか。

(はい いいえ)

*はいの人に聞きます。⇒ それは、どんなことですか。

3 最近の、友だちに優しくされた(または、友だちに優しくできた)出来事がありましたか。

(はい いいえ)

*はいの人に聞きます。⇒ それは、どんな出来事でしたか。思い出して書きましょう。